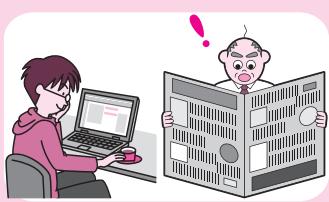


# パブリックコメント制度の流れ



## ③資料の閲覧

政策などの案の全文と関連する資料をホームページに掲載し、市役所、各支所、市民会館、図書館などの閲覧場所に置きます。



## ②意見公募の周知

意見公募することを広報のぼりべつまたはホームページでお知らせします。周知内容は、政策などの案の名称、資料の閲覧方法、意見の提出方法などです。



## ①市が案を作成

市民生活に関わる構想や計画、市民生活に重大な影響のある規則や要綱なども意見公募の対象となります。



## ④意見の受け付け

30日以上の期間を設けて意見を募集します。意見は文書、ファクス、Eメールなどでお受けします。（電話や口頭ではお受けしません）



## ⑤政策の決定と意見の公表

寄せられた意見や意見に対する市の考えを公表し、決定した政策などをお知らせします。

公表の方法は、ホームページと市役所、各支所などでの閲覧です。

広報のぼりべつでは、閲覧場所などをお知らせします。

また、議会の審議が必要な政策などは、議会に最終案を提出します。このため、公表は議案を議会に提出するのと同時期となります。

意見公募（パブリックコメント）実施要綱と要綱解説などは、市役所、各支所、市民会館、図書館などに備え置きますので、ご覧ください。

○公表と周知の方法  
意見を募集する政策などは、市のホームページに掲載するほか市役所や各支所、市民会館、図書館などに閲覧場所を設置し公表するとともに、広報のぼりべつまたは市のホームページなどに意見募集の記事を掲載します。

- 窓口などへの書面の持参
- 郵送
- ファクス
- Eメール
- 各公共施設に設置する意見箱への投函

○意見の提出方法  
●だれでも意見することができます  
パブリックコメント制度では、市民に限らず市民以外の方も意見がでることにしています。  
これは、市外の有識者などからの情報や専門的な見地による意見が出されることで、政策がより良いものになることが期待されるためです。  
このため、外国人を含むすべての人や法人のほか、団体の規約が定められている町内会などの各種団体からも意見をすることができます。

### ●意見の提出

意見の募集期間は、30日以上とし、意見の提出は

パブリックコメントでお聞きする政策などの案にご意見をお寄せください

パブリックコメントは、市が定める計画などの内容を、専門用語などが使われ、分かりにくい部分がありますので、政策の案を公表する際には、分かりやすい言葉を用いるとともに、参考となる資料と一緒に公表します。

今後、さまざまな政策の案についてパブリックコメントを実施しますので、政策の案をじっくりお読みいただき、ご意見をお寄せください。

○公表と周知の方法  
意見を募集する政策などは、市のホームページに掲載するほか市役所や各支所、市民会館、図書館などに閲覧場所を設置し公表するとともに、広報のぼりべつまたは市のホームページなどに意見募集の記事を掲載します。

○決定した政策と意見の公表  
政策の決定は、提出された意見を十分に考慮して行い、結果を公表します。このときに、皆さんから提出された意見の要旨やそれに対する市の考え方、対象案件を修正したときには、その修正内容について併せて公表します。